

論 説

官営製鐵所の拡張計画

— 第 3 期拡張工事の経営史的的分析 —

長 島 修

目 次

はじめに

I 第 3 期拡張工事の目的と実態

II 製鐵所拡張工事の追加計画

1. 鋼片払下げ問題

2. 漢冶萍公司借款と第 3 期拡張工事

III 第 3 期拡張と東洋製鐵経営委託問題

結論

は じ め に

官営八幡製鐵所（以下製鐵所と略す）は、創立以来、設備投資を積極的に行ってきた。創設費、第 1 期拡張、第 2 期拡張、第 3 期拡張と大規模な設備投資によって、製鐵所の経営は安定し、確立してきた。1910 年頃に、作業会計制度¹⁾のもとではあったが、黒字に転換し、製鐵所の経営は、国家資本＝官庁事業としては、一応の経済的技術的にも安定を見るにいたった。1896 - 1926 年までの政府の製鐵所への投資額を見ると、第 1 次 1,088 万円、第 2 次 1,615 万円となっているが、第 3 期拡張工事は、総額 7,193 万円と前二つの計画の 4 倍の規模であり、正に国際競争力ある製鐵所をつくりあげた計画であった（表 1）。

筆者は、旧稿において²⁾、第 3 期拡張工事の設備拡張の性格にのみ集中しすぎて、やや生産力的思考に傾きすぎていた。本稿は、この第 3 期拡張工事に経営史的な観点³⁾から焦点をあて、製鐵所の性格とその限界を明かにしようとするものである。

1) 佐藤昌一郎「戦前日本における官業財政の展開と構造」（『経営史林』第 3 巻第 3 号、1966 年 10 月）61 - 63 頁参照。

2) 長島修『日本鉄鋼業の構造分析』（ミネルヴァ書房、1987 年）46 - 52 頁。

3) 国家資本の経営史的視角からの分析とはどのように考えるべきか。国家資本である以上、資金の調達＝財政、管理は国家によって担われることになる。しかし、同時に事業経営である以上、様々な経営資源がそこには集積されてゆくことになる。設備、技術、人材、情報、研究開発、販売・調達組織、マネジメント組織など膨大な様々な経営資源が蓄積されてゆくことになる。国家資本であってもまた、様々な経営資源の集合体として、それをとらえることを経営史的視角とよぶことにする。佐藤昌一郎氏の一連の画期的研究は、国家資本を内在的とらえようとした分析である。しかし、佐藤氏の研究は、大胆に要約すれば、財政と原料資源確保という視角から製鐵所を日本の帝国主義的な再生産構造の中に位置づけようとしたものである。このことに筆者は、異論をとらえるものではないが、同時にそのような位置づけを行ったが故に経営史的視角から見れば脱落してしまった部分があるのではないかと考える。

表 1 創立以来の製鐵所投資

(単位: 円)

プロジェクト費用	金額	備考
創立費	19,936,810	1896 年第 9 議会において当初予算 409 万円の協賛をえて出発
臨時事件費	4,786,825	日露戦争時の軍需に応ずるための設備投資。
第 1 期拡張費	10,880,000	1906 年第 22 議会において 3 ヶ年継続事業として承認。1909 年度竣工
第 2 期拡張費	16,150,029	1911 年第 27 議会において 5 ヶ年継続事業 1239 万円として承認。第 36 議会 (1915 年) ベンゾール工場、第 2 厚板工場建設費追加。1 年繰延して 1916 年度竣工。
第 3 期拡張費	71,930,838	第 37 議会 (1916) 当初予算 3451 万円 6 ヶ年継続事業。1929 年竣工。
震災費復興用鋼材製造費	900,000	1923 年関東大震災による復興鋼材の需要にこたえるために、設備拡充。1924、25 年継続費
若松築港補助費	500,000	第 12 議会 (1899 年) において協賛。
据置運転資本支出金	4,500,000	
予備金等支出額 (1924 年度まで)	957,382	
	130,541,884	

資料: 「八幡製鐵所概況」(滝本誠一, 向井鹿松編『産業資料体系』第 5 巻, 1978 年, 復刻版)

『製鐵所起業二十五年記念誌』(1925 年)

『明治大正財政史』第 3 巻, 274 - 278, 615 頁

注: 第 1 期拡張工事は, 財政上の費目は「製鐵所創立補足費」であって, 正確には, 創立費と合算したものが, 本来の創立費である。

資本主義経済のもとで, 主要な経済単位は, 民間企業であるから, 国家資本の経営史的分析というのは, 当然特殊な研究対象といわなければならない。しかし, 後発資本主義国における工業化の過程で, 国家資本が経済発展の重要なセクターをになうというのは珍しいことではない⁴⁾。したがって, またこの国家資本について, 立ち入って検討することはむしろ重要な課題と言わなければならない。しかしながら, こうした観点から国家資本の運動についての解明は, 殆んど研究されてこなかった。国家資本は, 非効率の最たるものであり, 政府の経済への介入もふくめて, 主流経済学一般においては, 否定的評価は, 自明のものとされているのである⁵⁾。何故, 非効率なものとなるのか, また本当に非効率なものであるのかさえ, 十分具体的に検討されていないのが現状である。

鉄鋼業史の研究において, 第 3 期拡張工事は主に二つの視角から取り上げられてきた⁶⁾。一つ

4) 開発経済学では, 工業化過程における政府と企業あるいは国家資本の問題は当然研究の対象となっている。山田盛太郎『日本資本主義分析』(岩波書店, 1934 年) に対するアレルギーのせいから, 工業化過程における「国家資本の意義」について回避するか無視する傾向にある。近年の労作『講座日本経営史 3 産業革命と企業経営—1882-1914』(ミネルヴァ書房, 2010 年) においてもこの難点を免れていない。

5) 国家や非利便的な事業が非効率的であるとはかぎらない。Herbert A. Simon, *Organization and Markets, Journal of Economic Perspectives*, Vol. 5 Spring 1991 参照。

6) 『現代日本産業発達史』(IV 鉄鋼, 交詢社, 1969 年, 第 3 部第 1 章, 水谷驥執筆, 194-195 頁), 岡崎哲二『日本の工業化と鉄鋼産業—経済発展の比較制度分析—』(東京大学出版会, 1993 年), 佐藤昌一郎『官営八幡製鐵所の研究』(八朔社, 2003 年), 奈倉文二『日本鉄鋼業史の研究』(近藤出版, 1986 年)などを参照。それぞれの著作は, 二つの点を指摘している。また重点の置き方も著作によってこととなっている。

佐藤は, 第 3 期拡張政策を国家財政における構造的規定性と原料基盤の不安定の結果としての「つぎはぎ

は、設備の大拡張が、合理化を推し進め、生産性の上昇を達成し、民間企業との競争をまねき、官民対立を激化させた。そのことが、カルテルや特別会計の成立へと結びついていったという見解である。もう一つは、第3期拡張工事が、海軍の軍拡政策の延長線上にあり、八八艦隊の建設のための政策的課題を担っていた。そのことは、大型設備を中心とした拡張につながり、製鐵所に過剰な設備を抱えこませる原因となった。

この指摘は、どれも誤っているわけではない。しかし、製鐵所の経営史的視角からとらえた場合には、これだけでは不十分と言わざるをえない。第3期拡張工事を推進した内在的要因、その過程で出現した経営上の障害について、考察の枠組みに取り込んでいないからである。

本稿では、この難点を克服し、併せて国家資本の経営史的視角からの分析を試みてみたい。

I 第3期拡張工事の目的と実態

<第3期拡張工事の概要>

第3期拡張工事について、公式に明らかにしているのは、「製鐵所第三次拡張ノ要旨」⁷⁾である。

同資料によれば、鉄鋼輸入高は、次第に増加し、1913年には81万トンに達しており、1年の輸入高が100万トンを超える日も遠くない状況にある。製鐵所の生産高は、第2期工事の分を含めるとしても、3分の1をまかなうことが出来るにすぎず、多くを輸入に依存せざるをえない状況である。「随テ多額ナル正貨ノ流出スルコトハ免ルヘカラサル所ニシテ国家経済上憂慮スヘキコトナリトス」としている。さらに次のようにその意義と目的を述べている。

「此ノ如ク鉄鋼需要ハ逐年増加シツヽアルニ拘ラス製鐵所ノ供給力ハ之ニ伴ハサルノミナラス製艦材料ニ要スル形鋼ノ種類不十分ニシテ且ツ大形ノモノハ之ヲ製作スル能ハス造兵材料ニ要スル或種類ノモノモ亦其製造ノ設備ヲ欠キ其他ノモノハ所要量ニ比シテ尚ホ尠カラサル不足アリ此等ハ独リ国家経済上ノ不利益ナルノミナラス一朝時局ニ際シ軍器ハ勿論鉄道、造船、機械製造業等ノ鉄鋼需要者ヲシテ非常ナル困難ヲ惹キ起サシメ延テ我国運ノ進展ヲ阻害スルコト尠カラサルハ現ニ今回ノ戦乱勃発後ノ実況ニ徴シテ歴然タル所ナリトス」

「嚮ニ製鐵所ハ鉄鋼六十万噸ヲ製造スルノ計画ヲ樹テ我国ノ支那漢冶萍煤鉄廠礦有限公司借款ニ応スルヤ一方ニ於テハ借款ノ返済ヲ確実ナラシムルカ為該公司ニ対シ鉍石及銑鉄ノ売買契約ヲ締結シタリ、蓋製鐵所現在ノ構内設備ハ更ニ拡張ヲ加フルトキハ鉄鋼六十万噸ヲ製造シ得

的拡張」（佐藤前掲 213、268 頁）と特徴付けているのである。第1次大戦という未曾有の経済変動の中で、国家財政が大きく変動したことは間違いなく、時期が繰延べられたり、短縮されたりしたことによって継続費予算が異動したことは事実であるが、その中でも当初の目標を最後まで追及し達成したことによる製鐵所の着実な産業集積の蓄積にも目を向けるべきであり、それを「つぎはぎ的」というのは適切ではないであろう。

7) 製鐵所長官押川則吉「製鐵所第三次拡張ノ要旨」（1915年5月、『官営時代八幡生産関係資料』新日本製鐵株式会社所蔵、『公文雑纂』大正四年、卷十三）。従来、この資料については全く検討されてこなかった。資料中では、「第三次拡張」となっている。その使い方は様々であるが、本稿では、資料中を除き本文においては「第3期拡張」とする。

ヘキヲ以テナリ、此ノ如クシテ更ニ我製造能力三十万噸ヲ増加スルコトヲ得ハ輸入ヲ防遏シ正貨ノ流出ヲ減少スルコト実ニ二千万円乃至二千五百万円ニシテ我重要貿易品タル製茶ノ輸出高ノ約二倍ナリトス上述ノ理由ニ依リ現時我国ニ於ケル鉄鋼ノ供給力ヲ補充シ兼テ支那漢冶萍煤鉄廠有限公司ノ借款義務ヲ完全ニ履行セシムル上ニ於テ最モ必要ナリト認メ製鐵所第三次拡張調査ヲ行ヒタルニ其設備事項別紙ノ通ニシテ約三千五百万円ヲ要ス速ニ之ヲ実行シテ以テ国家ノ要務ヲ達セン事切望ニ堪ヘス」

「第三期^(ママ)拡張ノ目的」

「(一) 現今進行中ノ第二期拡張完成後ニ於ケル製品生産予定額參拾萬噸乃至參拾五萬噸ヨリ更ニ參拾萬噸ヲ増加スルモノトス

(二) 現在ノ「ベスマー」製鋼塊ヲ全廢シ「マーチン」鋼塊八拾萬噸ヲ製出スルモノトス

(三) 製品ノ種類ハ第二期拡張完成後ニ於ケル設備ヲ以テ尚ホ製作シ能ハサル製艦材、諸形鋼及軍需品其他一般ノ需要ニ対シ著シク供給ノ足ラサルモノヲ補足スルモノトス」

この資料は、日付が 1915 年 5 月とあるように、第 37 議会の上程に先立って作成され、長官名で関係各省に配布されていたものと推測される。

上記の資料から明らかのように、第 3 期拡張の意義について、以下のようにまとめることができる。

第 1 に、軍器の自給という観点。特に、一朝有事の際に、軍需素材である鉄鋼の自給を整備しておくことの必要性をうたっている。これは、製鐵所が創立当初から掲げてきた目標の一つであり、予算獲得のための常套手段である。軍需ということを前面にだすことにより、公共的性格を強調し、議会の反対を封じ込めることができるからである。勿論、実際に海軍の拡張計画に対応した内容が含まれていることも事実である。

第 2 に、大戦中、造船需要が増大して、これに対する鋼材要求が急速に強まりつつあった。従来、造船材料に必要な鋼材は、大形鋼、厚板などであったが、それらは不足がちであった。大戦中の造船需要の急増という時局に規定された側面である。

第 3 に、漢冶萍煤鉄廠有限公司と 60 万トンの鉄鋼生産を前提に、銑鉄及び鉍石について、売買契約を締結している(後述)。したがって、会社の債務償還を確実にするためにも、また、会社の供給原料の消費という点でも、拡張の意義はある。

第 4 に、製鐵所の技術選択問題にかかわることである。ベッセマー製鋼法を中止して、すべて平炉製鋼法にして、鋼質の改善をねらったのである。この問題は、ベッセマー転炉が 1927 年に休止となることにつながるものである。

当初予算で予定された設備投資計画をみると、250 トン高炉 1 基、平炉 8 基、大形圧延設備などによって、生産能力の拡張を目指していた(表 3)。また、一般消費向の薄板などの圧延能力の強化・拡張によって、大戦中に増加する新たな需要に応えることが、大きな眼目になって

いた。

原動力関係の強化により、製鐵所内の電力設備を強化しようとしていた。製鐵所の高炉ガス・コークス炉ガスを利用した発電を推進しようとするものであった。新しい効率的な銑鋼一貫製鐵所の確立をめざしたのである。

表3 第3次拡張工事計画設備費（当初予算）

（単位：円）

設備内訳	金額	備考
銑鋼炉	3,320,000	250 トン炉 1 基その他附属設備一切
製鋼工場	5,446,000	200 トン混銑炉 2 基及平炉 8 基その他一切（第一製鋼工場改良を含む）
製品工場	9,880,000	「スラッピング」工場、鋼片工場、大形工場、中板工場、極薄板工場
原動力設備	4,710,000	汽缶増築、排気発電所（3000KW）、高炉ガス発電所
水道貯水池及給水装置一切	1,554,000	
材料及製品倉庫置場その他取扱設備	1,171,000	
貯炭場	500,000	敷地（1ヶ月15万トン貯蔵）その他運搬設備一切
銑石置場運搬設備一切 （銑石需要額1カ年100万噸）	825,000	海岸陸揚設備を含む
鉄道及運輸設備	400,000	
銑滓及炭滓搬出設備	365,000	
繫船壁工事（浚渫工事を含む）	1,530,000	
その他工事	1,200,000	構内土木排水道路建物移転拡張、官舎職工長屋新築、電燈電話等
原料炭山購入費	2,000,000	鹿町炭坑の買収
旧工場改良費	2,080,000	
合計	34,981,000	

資料：『官営時代八幡生産関係資料』新日本製鐵本社所蔵

<第3期拡張と製鐵所の組織>

第3期拡張工事は従来にない製鐵所の独自の技術力を結集したものになった。第2期拡張では、1911年4月、拡張工事施行のため、臨時建設委員会が発足し、製鐵所拡張を独自の組織で遂行する体制がとられたが、委員会組織であり、組織としてはっきりと分離していなかった。しかし、第3期拡張工事においては、1916年5月臨時建設部を設置した。臨時建設部は、副参事専任1名、技師専任7名、書記専任2名、技手専任12名と、専任の職員を配置して、定員を決めて、専ら拡張を行う組織になったのである⁸⁾。「製鐵所臨時建設部處務細則」（1916年5月18日）では、各工事ごとに、設計主任、建設主任をおき、委任官をこれにあてたのである。各部と同じレベルの組織をつくり、拡張工事と日常の生産活動をはっきりと分離し、技術力を結集する独自の体制となった。

高炉部門を例にとってみると、第3期拡張工事によって建設された第5、第6高炉は全て自社設計、製作、施行したものであった。外注したのは、送風機、ガスホルダーの設計製作だ

8) 『製鐵所例規輯覽』上巻

けであった。臨時建設部は、製鐵所内に蓄積された技術力を結集して、「多様な組合せ」を組織して建設をリードした⁹⁾。製鐵所高炉の銑鉄 1 トンあたり有効内容積 (平均) の変化みると、1919 年 2.73 から連続して低下して、1927 年 1.85 (改修後) まで低下した¹⁰⁾。

<第 3 期拡張工事の資金問題>

製鐵所の第 3 期拡張の当初総予算は、3,452 万円、大戦勃発にともなう、収入増加を前提に、第 3 期拡張の財源は、製鐵所収入によってまかなうことになった。この点でも、第 3 期拡張工事は前 2 回の拡張工事とは根本的に異なる構想であった¹¹⁾。1916 年度の収入は、1912 - 1914 年度の 3 ヶ年の収入を基礎に、これに「相当ノ鉄ノ価格ノ騰貴」により収入が増加するとの見込みのもとで、計画された。1917 年度から 1921 年度についても、製鐵所の拡張経費は、製鐵所収入によってまかなうという方針を具体的に提示した。押川長官は、1917 年度以降多少の価格の低下を見込んでいたものの、製鐵所はかなり楽観的な見通をたてていた。「生産額モ増加シテ参リマスカラ、ソレ等ト合セテ収入ノアルコトヲ考ヘテミレバ、是ダケノ経費ヲ支出スルニ決シテ不足ハナイ」¹²⁾ と考えて 6 ヶ年継続の拡張計画がたてられていた。

第 37 議会において、衆議院議員三土忠造¹³⁾ が、財源問題を追及して、継続費として計上しても、仮に益金がない場合はどうするのかという質問をしたのに対して、河野廣中農商務大臣は次のように答弁して、第 3 期拡張工事の決意をのべた。

「収入ガナカッタ時ハ是ハ一般歳入カラ充タス、又財政上ノ状況カラシテ、此一般歳入デ之ヲ充タスコトガ出来ヌト云フコトニナリマシタナラバ、即チ或ハソレ以上ノ決心ヲ大蔵大臣ニ請求ヲ致シテヤル積リデアリマシテ、是ハ中途デ挫折スルト云フコトハセヌ積リデ、実ハ考ヲ定メテ居リマス」¹⁴⁾

国債発行は、経済情勢や財政状態によって規定されるから、むしろ製鐵所の利益によって、事業を行うことがよいという考え方を、第 40 議会で農商務大臣仲小路廉は示している。このことは、製鐵所の収益力に製鐵所官僚が自信を深めていたことを示すものであった。

実際、初年度 1916 年度の拡張費予算をみると、拡張費の歳入は、官業及官有財産収入の中の製鐵所益金のうち 576 万円 8 千円と前年度繰越金 9 万 4 千円の合計 586 万 2 千を歳入原資

9) 『北九州市産業技術史調査研究 八幡製鐵所の設備・技術の変遷』(北九州産業技術保存継承センター、2008 年) 35 頁。

10) 同上 18 頁。そのほかにも、様々な指標が挙げうるが、ここでは省略する。

11) 『第 37 回帝国議会 衆議院予算委員会議録』第 11 回、1916 年 2 月 2 日、170 頁、押川則吉長官発言。

12) 同上 170 頁。

13) 香川県出身。東京高等師範学校教授をへて、衆議院議員となる。大蔵省勅任参事官内閣書記官長などを歴任。政友会所属。

14) 『第 37 回帝国議会 衆議院予算委員会議録』第 14 回、1916 年 2 月 8 日、206 頁、河野廣中農商務大臣発言。

とし、拡張費にあてているのである¹⁵⁾。ここには、益金を原資として拡張を行ういわば特別会計の原形が出現していたのである。第3期拡張とはこういう意味でも画期的な拡張計画であった。従来の創立費、拡張費がすべて公債支弁事業であったことから考えると、製鐵所が一步踏み出したことを意味しているのである。

しかしながら、鉄鋼価格の急落により、1919年度から製鐵所の利益は急速に減少し、益金予想は破綻し、製鐵所の独立採算構想も挫折したのである。しかしながら、独立採算の特別会計制度への移行の方向は、第3期拡張工事の中ではじめて部分的に実現し、その後の製鐵所特別会計につながっていったのである。従来の研究は、いずれも官民の協調・対立のなかで、民間からの要求によって、特別会計が成立するという道筋を考えていたが、製鐵所は、製鐵所を鉄鋼業の中核にすえて、拡張する道筋を考えていた。内部に蓄積されていた拡張要求を基礎に自己増殖する組織となっていた。第3期拡張は、議会のチェックがなく、自己の益金で拡張を実現する独立採算の制度を指向する画期となったのである¹⁶⁾。第3期拡張は、その意味では、従来と異なる段階に製鐵所が到達した証拠でもあった。

こうした判断を下した背景には、第1次大戦という外部環境の激変があったことを考慮しなければならない。

表5によれば、1912 - 14年の平均丸鋼価格が74円であったのが、17、18年には300円以上になり利益もかつてない金額になっていた。拡張継続費を収益によってまかなうという構想は、決して根拠のないことではなかったのである。しかし、大戦後の価格下落は大きかった。

表4 製鐵所益金予算決算（単位：円）

	予算	決算
1901	0	-23,678
1902	0	-1,267,252
1903	0	-1,349,778
1904	0	-981,185
1905	0	-990,175
1906	0	-963,194
1907	0	-1,697,512
1908	0	-1,280,683
1909	0	-880,963
1910	0	52,002
1911	0	1,546,285
1912	10,900	4,838,764
1913	2,005,431	4,404,860
1914	2,005,431	6,254,550
1915	2,005,431	13,507,833
1916	10,830,981	30,575,572
1917	18,912,675	45,646,938
1918	20,705,620	49,727,296
1919	35,002,059	5,094,823
1920	35,002,059	13,109,567
1921	3,500,743	9,122
1922	10,355	13,479
1923	420,579	438,499
1924	508,061	866,773
1925	1,304,872	1,357,804
1926	1,615,187	2,009,280
		170,019,027

資料：大蔵省主税局『明治・大正・昭和国の歳入一覧表』1956年2月

注：① 1919年から20年まで決算の数字と製鐵所資料の数字は異なっている。

② 1919年の決算額は、『製鐵所起業二十五年誌』の数値。同上資料では空欄になっている。

15) 「大正五年度歳入歳出総予算追加」（第2号）、1916年2月25日、アジア歴史資料 A03021087100。1917年度以降がどのように処理されていたのか、今のところ、はっきりしない。しかしながら、このことは製鐵所が益金を安定的に確保することができるという自信を示したものである。

政友会は、1918年において拡張費は公債支弁を主張したが、政府は製鐵所益金を主張して、政府案が了承された（『門司新報』1918年2月8日）といわれている。『原敬日記』第4巻（福村出版、2000年6月）によれば、税制改正との関連で「製鐵所拡張費を公債財源に改むる」（1918年2月3日、356頁）、「製鐵所拡張費は確実なる財源を要する次第なれば、之を公債に仰ぐ事貴族院にても議論多かるべし」（1918年2月4日、357頁）とあるように議論はあったようである。

16) この点について、佐藤前掲書268頁、奈倉前掲書497頁、注5は、否定的な考え方である。

表 5 製鐵所第 3 期拡張工事予算年度別予想

(単位:円)

年度	拡張費継続費	予想鉄鋼価格	予想価格	製鐵所実際利益	製鐵所益金予想	丸鋼実際価格
1916	5,861,950	1.2 X	88.2	30,575,572		211
1917	5,882,710	1.2 X * 0.93	82.0	45,645,343		339
1918	4,599,900	1.2 X * 0.9	79.4	57,727,296	20,700,000	390
1919	5,702,890	1.2 X * 0.9	79.4	5,094,823	25,429,000	230
1920	6,454,230	1.2 X * 0.9	79.4	14,743	33,818,000	215
1921	6,013,770	1.2 X * 0.9	79.4	9,122	33,818,000	131
総額	34,515,450					

資料:『明治大正財政史』第 3 巻 911 頁。

注① 1912-14年の価格をX=73.5円とする(洋鉄丸4分の価格により計算)。資料は『製鉄業ニ関スル参考資料』1918年)。

② 予想鉄鋼価格は、片岡直温の第 37 議会衆議院本会議における趣旨説明

(『第 37 議会衆議院議事速記録』第 24 回, 1916 年 2 月 13 日, 522 頁)

③ 実際利益は『製鐵所起業二十五年記念誌』による。

④ 益金予想は、『門司新報』1918 年 2 月 7 日

⑤ 丸鋼実際価格は、『製鉄業参考資料』

計画をたてた時点では予想をうまわまる価格上昇を経験したが、それをみて大戦後の利益もまた修正して過大に見積もるとい判断の誤りも起こしているのである(表 5)。ただ、こうした判断は当時の者は誰でも同じであった。

<第 3 次拡張計画予算審議の特徴>

第 3 期拡張計画の議会での審議は、製鐵所の置かれた位置を考察する上で、ひとつの検討材料となる。ただ、大戦中における価格高騰、需給逼迫という外部環境に規定されているということも考慮しなければならない。

① 製鐵所は、鉄鋼需給逼迫の中で、鉄鋼供給をもっと積極的にやる必要がある、そのためには、第 3 期拡張工事の 65 万トンという規模は規模が小さすぎる¹⁷⁾という主張があった。この意見は、いわば大戦中という、きわめて特殊の環境の中で、「鉄飢饉」が深刻化し始めたという状況のなかから出てきた意見であり、いわば短期的な目前の鉄鋼不足を回避するという側面が強く出ていた。当然、鉄の不足を感じている業者などから出てくるのが予想される。

② 製鐵所と民間の分野をはっきりわけて、製鐵所が民間分野を侵さないようにするべきであるという意見¹⁸⁾も提出された。ただ、この意見は①の増産要求とは対立するのである。これは、製鉄業者を中心に、出てきたものである。製鐵所は、もっと製鉄業者に対する援助、支援をなすべきであり、民間製鉄生産者の利害を侵さないようにしてほしいという、業者の意思を表すものであった。ただ、この意見は①とは矛盾するのである。

17) 西村丹次郎発言『第 37 回帝国議会 衆議院予算委員会議録』第 11 回, 1916 年 2 月 2 日, 179 頁。西村丹次郎は、1866 年生。衆議院議員。立憲国民党、革新倶楽部、立憲政友会などを経て、第 2 次若槻内閣の時、農林政務次官。

18) 柘植庄一郎発言同上, 179 頁。

製鐵所としては、相矛盾する意見をどのように取り入れて、第3期拡張工事予算について、議会から承認をえたらよいか、苦慮していた。

したがって、第37回帝国議会予算委員会における附帯決議で次のような要望が可決されたのである。

「本拡張計画ハ成ルベク五箇年以内ニ完成センコトヲ望ム」

「製鐵所ハ成ルベク多く民間鉄工業者ニ原料ヲ供給スルノ目的ヲ以テ本拡張費中製品工場及雑工費ニ割当テタル経費ノ幾部ヲ減少シ之ヲ以テ製鐵工場及製鋼工場ノ経営ヲ増加センコトヲ望ム」

「製鐵所ハ操業上成ルベク民間鉄工業者ニ原料ヲ供給シ以テ斯業ノ発達ヲ促進セラレンコトヲ望ム」

「帝国鉄ノ自給ニ関シテハ官営製鐵所拡張ノミヲ以テ足レリトスベカラズ政府ハ速ニ之ニ対スル根本策ヲ樹テ積極的ニ斯業ノ発展ヲ促進スルノ手段ヲ執ランコトヲ望ム」¹⁹⁾

この決議の含意するところは、第1に、第3期拡張工事を速やかに推進し、工期を早めて、鉄鋼を市場に供給することを主張したものである。第2に、鋼片など半製品＝原料を民間鉄鋼業に供給せよという意向に他ならなかった。このことは、後の鋼片払下問題へと発展するのである。

しかし、第2の要求は、合理的な生産単位である銑鋼一貫製鐵所を目指した農商務省＝製鐵所の方針と対立するものであった。設備構成、人員配置、原料・中間材供給の合理性を損なうものであり、製鐵所は、この要求には躊躇していた。

また、製鐵所経営を官営から民営へ移行させようとする動向も目立ってきた。明治末から始まっていたこの傾向は強まっていた。衆議院では、「枝光製鐵所官民共同経営ニ関スル建議案」（河崎助太郎²⁰⁾ 君外2名提出）が可決された。それによれば、「我が国製鐵事業ノ拡張ヲ計ル為枝光製鐵所ノ組織ヲ改造シ民間ノ資金ヲ注入シテ共同経営ト為シ一ハ財政上政府ノ拡張費支出ヲ節シ一ハ軍器充実ノ舉ニ出テムコトヲ望ム」²¹⁾ となっていた。

農商務大臣河野河廣中の第37議会の答弁でも、「官営ノ如キハ第三期ノ拡張ニ止メテ、アトノ不足ハ民間ノ企業ニ待タンケレバナラヌ」²²⁾ と述べ、製鐵所の拡張は、この第3期拡張が最後であり、あとの不足する鉄鋼需要を賄うのは、民間企業に委ねるべきであるとの政府の考え方を示したのである。少なくとも、枝光地区においては、「地形上ニ於テ」既に限界に達し

19) 『第37回帝国議会 予算委員会議録』第16回、1916年2月10日、221頁。

20) 岐阜県出身の衆議院議員。1916年11月から公正会、17年6月から無所属。『歴代国会議員経歴要覧』（政府広報センター、1990年）。

21) 『第37回帝国議会 衆議院議事速記録』第21号、1916年2月6日、459頁。

22) 『第37回帝国議会 衆議院議事速記録』第24号、1916年2月13日、529頁。

ているという考え方を示していた²³⁾。

II 製鐵所拡張工事の追加計画

1. 鋼片払下げ問題

<製鐵所第 3 期拡張追加計画>

第 3 期拡張計画予算が第 37 回帝国議会を通過したが、半製品供給をせまられた製鐵所は、鋼片供給のための計画を策定せざるをえなくなった。1917 年（推定）「第 3 期拡張追加計画（鋼片十萬吨生産）予算説明」によれば、次のように述べている。

「本計画ハ 1 ヶ年十八万吨ノ鉍石ヲ以テ銑鉄約十萬吨ヲ作り之ニ屑鋼及若干ノ鉍石ヲ加ヘ以テ鋼塊十一万余吨ヲ作り更ニ此ノ鋼塊ニテ鋼片約十萬吨ヲ製出シ而シテ該鋼片ノ一部ハ既設工場ノ余力ヲ利用シテ製品トナシ又他ノ一部ハ外部ニ供給スルモノトス」²⁴⁾

このように、製鐵所の鋼片払下問題は、新たな予算要求として、製鐵所の中で検討が始まったのである。この予算要求は、300 トン高炉 1 基を第 6 高炉として建設するとともに、それに附属する送風機、新たな給水設備、銑鉄流鑄機、骸炭工場（骸炭炉 100 基、日産 450 トン）など製銑関係設備 452 万円、平炉 3 基 329 万円（第 4 製鋼工場）、製品工場 409 万、地所購入 50 万円、など全部で、約 1240 万円の大拡張追加予算を計画したのである。

1918 年度予算においては、この第 3 期拡張予算は当初継続費として承認された予算 460 万円から実際には 1883 万円²⁵⁾と約 4 倍に膨れ上がっていたのである。鋼片払下げが、議会において問題になっている中で、当初予算に対して新たに付け加えられたのである。1883 万円の中身を見ると、既定額 460 万円、年度短縮 264.5 万円、物価騰貴追加 392.4 万円、生産増加 765.7 万円となっていた²⁶⁾。第 40 回議会では、もっぱら、鋼片払下げ問題が追及されているなかで、それに関連して製鐵所は、生産拡張を計画していたのである。鋼片払下 3 万トンにかこつけて、鋼片 10 万トン計画が、新たに拡張計画として、第 3 期拡張計画の中に挿入されていたのである。鋼片 3 万トンから 10 万トンへ、そのための高炉 1 基および平炉建設へと製鐵所は、設備拡大に突き進んでいった。

<鋼片払下げ問題>

従来、製鐵所は銑鋼一貫製鐵所として構想され、半製品の外販は、おこなってこなかった。しかし、製鐵所は、東海鋼業に対して、鋼片 3 万トンを 10 年間にわたり、供給する契約を同

23) 同上

24) 「第 3 期拡張追加計画（鋼片十萬吨生産）予算説明」（1917 年、推定）『官営時代八幡生産関係資料（第 2・3 拡張）』

25) 『明治大正財政史』第 4 巻、98 頁。1918 年度の公布された総予算額。

26) 表 2 「第 3 期拡張工事予算沿革表」参照。

社と締結した。このことに関連して、特定の会社に対して、便宜をはかったということから、議会でも問題になり、遂には押川則吉長官の辞任（1918年2月13日）、自殺にまでいたるという製鐵所史上、最大の汚点を残すことになった。²⁷⁾

製鐵所第3期拡張工事の予算は、第37議会において審議され、継続費として認められた。その予算委員会において、製鐵所に対する半製品の供給の要求がでていた（前述）。最後に農商務大臣河野広中は、「民間ノ業モ起ルヤウニ、半製品ヲ出スコトニ努メマシテ、何レニ致シマシテモ御趣旨ニ副フヤウニ致シマス」²⁸⁾と議会に対して答弁をしていたから、当然それに製鐵所としても応えざるをえなくなっていたのである。

その量については、西村丹次郎²⁹⁾が、5万トンないし10万トンの要求をしていたが、河野農商務大臣は、この点は確答できないので、まかせてもらいたいと答弁している³⁰⁾。

つまり、第3期拡張の中に、鋼片払下げという当初製鐵所としては考えていなかった計画を議会の要求でねじ込まれてしまったのである。

<払下げに関する製鐵所の譲歩>

製鐵所は、創設以来、銑鋼一貫製鐵所によって鋼材を供給することを目指した。即ち、技術的、経済的に合理性を追求した設計構想（和田意見書³¹⁾）に基づいて、建設、経営されてきた。この点を、第37議会において、押川長官も強調してきたのである。したがって、鋼片払下げ計画は、当初の第3期拡張工事には存在していなかった。大隈内閣（憲政会、その当時は同志会）の与党は、第3期拡張工事予算を提出したとき、議会の要求、民間業者の要求が増加していたことを利用して、利権獲得に動いたのである。その中心となったのが、岡崎久次郎（同志会³²⁾）である。岡崎らは、予算通過と引き換えに、自らの組織する企業に鋼片を払い下げを要求し、政権内部の了解も得て、払下契約を締結することに成功したのである³³⁾。

第37回議会予算委員会ではこの件について、少数の委員で懇談会を設けて、協議がおこな

27) 山本四郎「八幡製鐵所疑獄事件」（『神戸女子大学紀要』文学部、第27巻第2号、1994年）にはその政治過程については詳しく述べられている。本書では、経営史的な観点からこの問題を考察してみたい。日付などは、新聞記事などでかなり、誤りが多いが、原資料にあたって、正確を期した。製鐵所長官の自殺は、払下問題とは異なるとの見解もある。

28) 『第37回帝国議会 衆議院予算委員会議録』（第16回、1916年2月16日）218頁。

29) 岡山県出身の衆議院議員。1910年立憲国民党、1922革新倶楽部、1925年立憲政友会に所属（前掲『歴代国会議員経歴要覧』による）

30) 注28参照。

31) 和田意見書の位置づけについては、長島修「官営八幡製鐵所の確立：創立費予算の分析を中心にして」（『九州国際大学経営経済論集』第13巻第1.2合併号、2006年12月）参照。意見書そのものは、三枝博音、飯田賢一『近代日本製鐵技術発達史』（東洋経済新報社、1957年）214 - 220頁。

32) 衆議院議員。桂太郎らと憲政会（この当時は同志会）を創立。憲政会の中心的人物。

33) 山本四郎前掲論文参照。「鋼片払下問題」（『政友』第216号、1918年3月5日）をも参照。

われた。製鐵所長官は、その時「予算ノ通過ヲ図ル上ニ於テ、其位ノ事ハ讓歩スルノ外ハナイト考ヘマシタカラ讓歩致シマシタ」³⁴⁾と述べていた。この点を議員につかれて、長官は、苦しい立場に追い込まれた。さらに、農商務大臣の仲小路廉までが、鋼片払下げを特定の企業に製鐵所が行うのは、問題であるとの考えを示したことにより、長官は一層窮地に追い込まれたのである。

三土忠造はこの間の経過について、第 40 議会の決算委員会で次のように赤裸々に述べている。

「第三期拡張案ノ出マシタ時分ニ、憲政会ノ或ル総務ノ人ガ来テ、之ヲ聴カナイト云フト、第三期拡張ノ計画ガ通ラヌカモ知ラヌト云ヒマシタガ、自分ハ通ラヌデモ構ハナイト思ツタ所、間モナク評議ガアッテ已ムヲ得ズ承知シタ、其引続キトシテ岡崎久次郎君カラ、自分等ガ会社ヲ組織スルカラシテ、是ニ払下ゲテ呉レヌカト云フ運動ガアリマシタガ、自分ハ其当時ニ於テハ、一個人若クハ一会社ニ払下ゲルト云フコトハ、不当ナリト考ヘタノデアル、然ルニ其当時ノ内閣諸公、政府ノ大官ガ大勢掛テ非常ナ圧迫ヲ加ヘテ、非常ナル勸誘ヲ試ミラレタ為ニ、押川製鐵所長官モ非常ニ五月蠅クナッテ、然ラバ勝手ニ為サルガ宜イト云フ意味ニ於テ元来言ヘバ法規ノ関係カラ言ヘバ、払下ハ製鐵所ニ於テ長官ノ勝手デ契約モ出来ナケレバ、政治上ノ意味ヲ持ッテ居ルカラ農商務大臣ニ申請シテ農商務大臣ノ指揮ヲ待ツト云フコトニ致シタトコロガ、農商務大臣ガ許シテ宜イト云フ事ヲ言ツタノデ、已ムヲ得ズ許シタノデアル」³⁵⁾

つまり、製鐵所拡張予算は、議会の承認を経なければ、執行することができないのである。経営の財務＝投資計画の意思決定を議会にとられているところに、製鐵所経営の弱点がある。ここを政治的に揺さぶられれば、製鐵所は身動きのとれない状況になるのである。国家資本として、作業会計の中に入れられている製鐵所は、拡張＝蓄積を本格的に展開してゆこうとする時、すぐこの問題に直面したのである。

創立期のように、赤字続きの時は、こうた問題は表面化しなかったが、生産も軌道にのり利益も安定的に計上されるようになると、製鐵所経営にも様々な介入があり、それ自体が投資または利権の対象として浮上してきたのである。

これを回避するには、製鐵所特別会計への移行により、利益処分権限を製鐵所が掌握し、投資計画について、議会の介入を防ぐ必要があったのである³⁶⁾。

34) 第 40 回帝国議会議院議事録、1918 年 2 月 12 日、押川則吉製鐵所長官発言、『第 40 回帝国議会議院議事録』(官報号外、1918 年 2 月 13 日) 152 頁。

35) 三土忠造発言『第 40 回帝国議会議院議事録』(第 8 回、1918 年 3 月 6 日) 68 頁。

36) 佐藤は、特別会計への移行の要因を、製鐵所の内在的要求からでたという考え方に否定的で、財閥資本の要請にからでたものであるという見解をとっている。製鐵所内部の意向も強く作用していたことを本稿では強調している。

＜東海鋼業への払下げ＞

鉄鋼価格の急上昇、需給逼迫のなかで、民間から、製鐵所の払下げ、あるいは官民共同経営など様々な要求がでていたことから、拡張工事予算の通過のためには、議会の承認を経なければならなくなっていた。そこで、予算通過のためには、議員の同意を得る必要があった。そこにつけこんだのが、岡崎久次郎らであった。1916年5月11日、安田善三郎³⁷⁾、大橋新太郎³⁸⁾、長松篤棊³⁹⁾、大川平三郎⁴⁰⁾、佐々田懋⁴¹⁾、服部金太郎⁴²⁾、白石元治郎⁴³⁾、岡崎久次郎によって、「願意要望書」が製鐵所長官宛に出された⁴⁴⁾。それによれば、年間3万トンの半製品の供給、技術者の斡旋、職工養成などについて、製鐵所に求めるものであった。これに対して、製鐵所は、農商務大臣と協議して、安田善三郎らに「回答」（1916年7月13日）した⁴⁵⁾。製鐵所は、この要望書をほぼ認め、「本年十二月末迄ニ会社ヲ成立セシメ」、1917年下半期より、10年間鋼片を供給すると回答したのである⁴⁶⁾。製鐵所の回答は、1年3万トンの鋼片を1917年度下期から10年間にわたって製鐵所製品販売価格を基準に年数回おこなうこと、半製品を加工せず横流しすることを禁ずること、技術者斡旋、職工の養成、建設設計に関する指導など希望に応じて、製鐵所作業の支障のない限りおこなうこと、などとなっていた。契約書もほぼこの回答と同じ線で締結されたのである⁴⁷⁾。

個人への払下では問題があるため、岡崎らは、東海鋼業株式会社を組織し（1916年11月28日創立総会）、「鋼片売買契約書」が製鐵所との間で、1917年8月20日⁴⁸⁾に締結されたのである⁴⁹⁾。同社は、「中小形鋼材ヲ製作スル」⁵⁰⁾単純圧延製鐵所企業として発足した。

大戦中の鉄鋼需要の逼迫と価格上昇の中で、特定の企業にたいする半製品の払下は、特定の

37) 安田善三郎は、安田財閥の総帥。安田善次郎の養子となり、安田財閥傘下企業の役員を兼ねる。貴族院議員。

38) 博文館創立。各社の役員などを歴任。衆議院議員。

39) 男爵。東京報知機会長。東京火災保険副社長。

40) 王子製紙取締役、後日本鋼管社長。

41) 衆議院議員の後、1911年貴族院多額納税者互選議員。島根県出身。

42) 服部時計店取締役。精工舎を設立し時計製作。

43) 岳父は浅野総一郎。東洋汽船創立。日本鋼管の創立に参加、副社長、後に社長となる。

44) 『第40回帝国議会 衆議院予算委員会議録』（第9回 1917年2月9日）189頁。同上中村啓次郎発言、178頁。

45) 同上、189－190所収。

46) 同上。

47) 「鋼片売買契約書」1917年8月20日、同上。

48) 第40議会衆議院予算委員会における小林源蔵議員によれば、8月20日となっている。

49) 契約書全文は『東京朝日新聞』1918年2月11日（『大正ニュース事典』第3巻、株式会社毎日コミュニケーションズ、1987年9月所収）に掲載されている。なお同記事は、日付が8月2日となっているが、8月20日の誤りである。

50) 製品は、丸鋼、平鋼、形鋼、などの小形鋼材を年産2万6300トンを生産する予定であった。固定資本100万円、運転資本及び土地代金50万円、合計150万円の投資計画であった（東海鋼業株式会社「起業目論見書及予算書」）。資本金は、300万円、本社は横浜においた。

業者への利益供与になることは明らかであり、大隈内閣の政治資金に利用されたのではないかという疑惑を招くことになったのである⁵¹⁾。

「東海鋼業株式会社設立ノ趣意」(1916年10月)⁵²⁾によれば、同社は、「政府製鐵所ニ対シ鋼片毎年參萬噸向フ拾ヶ年間払下ノ請願ヲ提出シ幸ニシテ許可ヲ得タルヲ以テ茲ニ同志ヲ糾合シ」設立にいたったと述べている。

発起人は、大川平三郎、白石元治郎、服部金太郎、岡崎久次郎、木村利右衛門⁵³⁾、中村房次郎⁵⁴⁾、浅野総一郎⁵⁵⁾、下郷傳平⁵⁶⁾、大西正雄⁵⁷⁾の8名である。

1917年6月26日第1回株主総会が開催された。同社は、製鐵所の様々なバックアップをうけていた。大戦中の建築材料が不足したおりには、製鐵所より鉄骨材料の供給をうけ⁵⁸⁾、技師長として、製鐵所より技師片山謹一郎が入って、技術指導にあたった。

2. 漢冶萍公司借款と第3期拡張工事

<漢冶萍公司与第3期拡張工事>

大冶鉄鉱石は、明治期製鐵所の原料鉄鉱石の基軸をなし、当初はバーター契約による鉄石獲得から始まっていた。1904年1月の300万円(貸付利率6%)借款(鉄石による返還)を嚆矢として、漢冶萍公司に対する借款は急速に増加していった。1912年現在借款総額1700万円、年間利子支払い額90万円に達しており、公司の経営を悪化させる原因となっていた。「純粹に債権を保護するという立場からすれば、漢冶萍公司に対する借款供与は、この段階ですでに限界に達して」⁵⁹⁾いたのである。

辛亥革命により、日本とのパイプ役であった盛宣懷は、追放され、反革命のなかで、再び、公司の董事長に復帰するという、きわめて不安定な状況でもあった。合弁会社構想をもち、

51) 原敬は鋼片払下に関連して次のようにのべている。「一昨年度大隈内閣に於て製鐵所より鋼片三萬噸づゝ十年間払下ぐべき契約をなしたる事は、昨年鉄問題の熾なりしに始めて知り、如何にも不都合……不当に付き相当の処置をなせと云ふは尤の事に付、其処置を取る決心なり、大隈内閣は如此所為にて其不当の利益を獲得し、之を新聞の買収に利用せし等、言語道断なりと慨嘆したり」『原敬日記』4、福村出版、2000年、1917年2月11日、360頁。

52) 「東海鋼業株式会社設立ノ趣意」(1916年10月) 営業報告書集成第5集

53) 木村利右衛門は生糸売込商、洋織物取引商であり、横浜正金銀行の支配人、取締役などを歴任。貴族院議員、京浜実業界の重鎮。横浜電気株式会社社長、株式会社横浜貿易倉庫専務取締役など会社役員を歴任。貴族院議員。

54) 増田合名代表社員。京浜地方資本家。

55) 浅野財閥を一代で築く。京浜地方資本家。浅野傘下の各社役員。

56) 滋賀県出身。大阪生命保険株式会社社長。滋賀県多額納税者。貴族院議員。

57) 横浜在住。横浜製網株式会社社長。京浜地方資本家。

58) 「鉄骨建築ハ材料ノ収集不如意ナリシモ幸ニ大部分ハ製鐵所ヨリ供給ヲ得テ案外速ニ工事ノ進行ヲ見ル」(「東海鋼業株式会社第式回報告書」1917年下期、営業報告書集成第5集)

59) 安藤実前掲書37頁。

表 6 漢冶萍公司借款一覧

当事者	契約年月	金額	貸付順序	貸付利率	期限	償還法
大冶鋳局	1904/1/15	300 万円	政府－興銀, 興銀－鋳局	5% 6%	30 年	鋳石
大冶鋳局	1907/12/1	30	正金－鋳局	7%	5 年	鋳石
漢冶萍	1908/6/13	150 万円	政府－正金, 正金－公司	6.5% 7.5%	10 年	銑鉄
漢冶萍	1908/11/14	50 万円	政府－正金, 正金－公司	6.5% 7.5%	10 年	銑鉄
漢冶萍	1909/3/1	50 万両	正金－公司	7%	2 年半	
漢冶萍	1910/9/10	100 万円	正金－公司	7%	3 年	銑鉄
漢冶萍	1910/11/17	100 万両 (122 万 7125 円)	政府－正金, 正金－公司	6%, 7%	1 年	銑鉄
漢冶萍	1911/3/31	600 万円	政府－正金, 正金－公司	5% 6%	4 ヶ年据置 11 ヶ年年賦	銑鉄
漢冶萍	1912/2/10	300 万円	政府－正金, 正金－公司	6% 7%	15 年	鋳石
漢冶萍	1912/2/8	9 万両	正金－公司	8%	2 年	鋳石
漢冶萍	1912/10/1	3 万両	正金－公司	8%	2 年	鋳石
漢冶萍	1912/6/14	50 万円	政府－正金, 正金－公司	6% 7%	5 ヶ月	銑鉄
漢冶萍	1912/12/7	250 万両	政府－正金, 正金－公司	5% 8%	3 年半	銑鉄
漢冶萍	1913/12/2	900 万円	政府－正金, 正金－公司	6% 7%	46 年	鋳石, 銑鉄
漢冶萍	1913/12/2	600 万円	政府－正金, 正金－公司	6% 7%	46 年	鋳石, 銑鉄
漢冶萍	1925/1/21	850 万円	政府－正金, 正金－公司	5.5% 6%	34 年	鋳石, 銑鉄
漢冶萍	1927/1/27	200 万円	政府－正金, 正金－公司	5.5% 6%	32 年	鋳石, 銑鉄

資料

安藤実『日本の対華財政投資』（アジア経済研究所，1967年，38-39頁）佐藤昌一郎『官営八幡製鐵所の研究』

注：①両者の表には少しずつ違いがある。

漢冶萍公司を日本の実質的支配のもとにおく計画を，日本側は1912年3月の株主総会に提案したが，それは全会一致で否決されるという事態になり，公司に対する日本の影響力は揺らいでいた。一方，盛宣懷らは，将来の日本中国合弁会社を見込み，漢陽，大冶における高炉建設，資本金の増資のために合計1650万円の借款を，高木陸郎を通じて横浜正金銀行に申し込んできた⁶⁰⁾。その内訳は，900万円を設備投資，750万円は，短期の旧債務の償還に用いるというものであった。査定の結果，1500万円とされたのである。このまま推移すれば，債務が累積しているうえ，経営陣が脆弱であることから，日本から経営者を送り込むこと，設備拡充と操業を援助するための技師を公司に送り込み，公司の経営の破綻を防ぐということで閣議了解もとれ，公司側との了解もとれて締結されたのが，1500万円借款である。その結果，公司か

60) この間の漢冶萍公司の合弁会社構想から1600万円借款成立までの経緯については，大蔵省預金部『支那漢冶萍公司借款ニ関スル沿革』89－145頁参照。

ら製鐵所へ供給される総額は、鉬石 1500 万トン、銑鉄 800 万トンとされたのである。契約期限は 40 年であるから、製鐵所はこれによって、契約が順調に履行されれば、年間鉬石平均 40 万トン、銑鉄 20 万トンと破格の供給が行われることになった。

こうして、1913 年 12 月 1500 万円借款が成立したのである。1500 万円借款は、日露戦後の契約がいずれも短期契約で金額も 100 万円台のものであったのとは異なっていた。この借款を佐藤、安藤は「金融的従属」を表すものと評価しているのである⁶¹⁾。日本が公司を金融的従属の下においたが、日本にとっては、不良貸し付けであり、債権を回収すると同時に、公司经营を立て直し、公司の破綻を防ぎつつ、その權益を確保しなければならなかったのである。この難しい課題の中に、第 3 期拡張工事は要の位置をしめていたのである。

<鉬石供給と製鐵所>

1500 万円借款によって 40 年間供給される鉬石の量は、1500 万噸、銑鉄 800 万トンであって、それを製鐵所が受け入れることが公司の经营立て直しには必要であった。そして、そのためには、それに対応した製鐵所の規模拡張がなければ、消費できないものでもあった。この契約により、大冶高炉の建設、漢陽製鐵所高炉の建設などの設備投資をおこない、生産販売量を増加し、負債を整理して、公司の经营を立て直さなければならなかった。それによって、日本側は負債を回収し、その權益を確保しつつ、同時に、原料を確保する必要があったのである。

製鐵所の「第三次拡張ノ要旨」⁶²⁾において、「支那漢冶萍煤鉄廠有限公司ノ借款義務ヲ完全ニ履行セシムル上ニ於テ最モ必要ナリト認メ製鐵所第三次拡張調査ヲ行ヒタルニ」と述べていることから明らかなように、借款の返済義務を公司側に強制するためにも製鐵所の拡張が必要となるという全く転倒した論理の中に第 3 期拡張が位置づけられていた。これまでの、借款＝債権を回収するために、製鐵所が公司から鉬石、銑鉄を購入し、その供給されたこれら原料を消費するために、製鐵所の拡張が要求されるというものであった。

少なくとも第 3 期拡張を行わない限り、負債の回収はままならず、大冶を支配下においておくこともできない事情にあったのである。第 3 期拡張投資が借款問題と密接に関連していたことは従来ほとんど取り上げられてこなかった点でもある。

しかしながら、大冶鉬石の埋蔵量は過大評価されていた。したがって、製鐵所への納入は 1920 年から納入義務量に達することはなかった⁶³⁾。象鼻山、紀家洛の獲得をめざしたが漢冶萍公司は、象鼻山、紀家洛両鉄山の権利を獲得することができなくなった結果、契約数量の半額

61) 安藤実前掲書、佐藤昌一郎前掲書。

62) 「製鐵所第 3 次拡張ノ要旨」（『官営時代八幡生産関係資料』、『公文雑纂』大正四年、卷十三）

63) 公司の新旧契約の鉬石供給義務量は、1920 年以降 60 万トンであったが、実際納入量は、1920 年 36 万トン、21 年 25 万トン、22 年 27 万トン、23 年 29 万トン、24 年 33 万トン（象鼻山を含む）、25 年 35 万トン（同）、26 年 18 万トン（同）（『支那漢冶萍公司借款ニ関スル沿革』167 - 168 頁）であった。

以上の受渡が出来なくなり、契約義務を果たすため、両鉱山からの買鉱へと向わざるをえなくなったのである⁶⁴⁾。

つまり、第3期拡張工事は、漢冶萍公司からの大量の鉱石、銑鉄輸入を前提にたてられた計画であるが、大戦後には早くもその前提が崩れてしまったのである⁶⁵⁾。

そこに、浮上したのが、東洋製鉄問題であった。東洋製鉄の前提が、桃沖鉄鉱石の獲得＝利用を前提になりたっていたことは、製鐵所にとっては原料基盤を広げるという意味にもなったのである。

それゆえ、製鐵所にとっては裕繁公司の桃沖鉄鉱石の購入は「渡りに船」の案件でもあった。製鐵所は「第二ノ漢冶萍」⁶⁶⁾を作る必要が出現したのである。桃沖鉱石は、大冶鉱石の品質も類似しているうえ、長江下流であるから、大冶より運賃コストも安いということもあり、製鐵所は、桃沖に関心を示したのである⁶⁷⁾。

Ⅲ 第3期拡張と東洋製鉄経営委託問題

<東洋製鉄の成立>

製鐵所の東洋製鉄借入れについては、従来から「救済」という視点からしか論じられることがなかった。即ち、大戦中の価格暴騰期に成立した東洋製鉄は、基礎が十分かたまらない中で、大戦終了後、価格下落に襲われ、一挙に経営危機に陥ってしまった。したがって、製鐵所＝農商務省に救済を求めたのである。しかし、東洋製鉄の委託経営が、製鐵所では、拡張計画の中で位置づけられていたことについては、明らかにされてこなかった。「救済」という事実は、そのとおりであるが、製鐵所が何故東洋製鉄を引き受けることになったのか、この問題については、十分な検討が行われていない。製鐵所側の意図を検討することによって、これが製鐵所拡張政策の一環に位置づけられることを明らかにしよう。

東洋製鉄は、渋沢栄一、郷誠之助、久原房之助、中島久萬吉、藤山雷太、和田豊治、安川敬一郎、安田善三郎など、日本の財界を代表するメンバーによって1917年11月創立総会が開かれた。中野武営（死去したため、すぐに郷誠野之助就任）が社長となって、公称資本金3000万円で設立された⁶⁸⁾。

64) 『支那裕繁公司借款ニ関スル沿革』11, 176頁。

65) 中国側の漢冶萍公司の接収管理により、1927年日本側は既得権益を奪われる危機になる。結局公司の経営改善は実現されず、意図したような鉱石獲得はできなくなるのである（奈倉前掲書第1章第3節参照）。

66) 『支那裕繁公司借款ニ関スル沿革』11頁。奈倉前掲書33頁。

67) 「第1回預金部資金融通（百五十拾萬円貸付）ニ関スル閣議請議書」（1920年11月5日決定）『支那裕繁公司借款ニ関スル沿革』61頁。なお桃沖鉱石、裕繁公司のその後の状況については、奈倉文二前掲書96－117頁参照。

68) 『日本鉄鋼史』（大正前期編）文生書院、1984年、復刻版、235－239頁）

＜東洋製鉄と桃沖鉄山＞

桃沖鉄山は、1912 年発見され、同鉱山の経営のために、裕繁鉄鋼股分有限公司が 1912 年（民国元年）に設立された。裕繁は、鉄鉱石の売却を森格に依頼し、森（名義）との間で一手販売契約が 14 年 10 月締結された⁶⁹⁾。この契約は、その後、鉱石前渡代金銀 20 万円を交付すると同時に名義を中日実業に変更した。中日実業は、日本と中国の実業の橋渡しをする企業として、日本側渋沢栄一と中国側は孫文が発起人総代となって作られた、両国の代表的財界人が中心となって作られた日中合弁企業であった⁷⁰⁾。中日実業は、鉄道敷設を行い、1918 年 9 月には工事が完成した。そして、10 月から鉱石の輸送が開始された。

この桃沖鉱石を使用する予定で創立されたのが、東洋製鉄である。しかし、東洋製鉄建設は遅延し、鉄価格の低下をはじめたことから、1918、19、20 年の 70 万トンの予約（東洋製鉄以外の日本の製鉄会社も含む）のうち、実際に輸出されたのは、15 万トンにすぎなかった⁷¹⁾。この結果、裕繁会社は破綻の危機に陥ったのである。そして、何よりもこのまま推移すれば、中日実業は、買鉱の権利を喪失することになってしまう恐れも出てきたのである⁷²⁾。そこで、製鐵所は大蔵省と協議の上、150 万円を預金部より正金銀行を通じて中日実業に融通し、同社から裕繁会社へ貸し付けたのである（1920 年 11 月 5 日閣議決定⁷³⁾。これにより製鐵所は、桃沖鉱石の確保を実現した。一方、中日実業は、独自に裕繁に対して 250 万円を貸し付けた⁷⁴⁾。しかしながら、裕繁会社の経営は悪化してゆき、鉱石代金を返済にあてるといふ形を取るようになったのである。その後の経過については奈倉前掲書に詳しいので省略する。

＜東洋製鉄と製鐵所＞

東洋製鉄は、銑鋼一貫製鐵所をめざしていた。500 トン高炉 2 基、60 トン平炉 6 基⁷⁵⁾（附帯設備として、混鉄炉、鋼塊年産 20 万トン）、製品工場は分塊工場、鋼片工場、大形工場、中小形工場、中板工場によって構成され、鋼材 15 万トンを生産する計画であった⁷⁶⁾。これらの製鋼圧延

69) 『支那裕繁公司借款ニ関スル沿革』大蔵省所蔵、43 - 45 頁。

70) 中日実業株式会社は、1913 年 8 月、中国側と日本側財界人によって、日中合弁企業、中国興業株式会社として設立されたものである。孫文らの第 2 革命は不発におわり、5 カ国借款をめぐって、日本側と中国側孫文との間にも齟齬を来たすようになって、中国側重役（孫文らを支持する役員）が辞任するという事態になってしまった。北京政府の影響が強まることになり、会社も改組されて、中日実業株式会社となり、日本の対中国投資会社としての性格が強まっていったのである（『中日実業三十年史』1943 年）。

71) 『中日実業三十年史』（1943 年）137 頁。

72) 『支那裕繁公司借款ニ関スル沿革』11 頁。

73) 『同上』12 - 13 頁。

74) 同上 13 頁。

75) 製鋼工場については「八幡製鐵所第二期拡張工事ニ於ケル製鋼工場ト略同一トナサントス」（「東洋製鐵株式会社起業目論見書」営業報告書集成第 5 集）としていた。

76) 「八幡第二期拡張工事ニ於ケル各（ロール工場）ト同一形式ノモノヲ少シク強大トナシ」「経済的ニ製出スルノ目的ヲ以テ成ルヘク連続式（ロール）機ヲ設備」するとなっていた（同上）

設備は何れも、第2期拡張工事とほぼ同じものを作るということが予定されていたのである。

「当会社ハ各工場設備ニ於テ凡テ安全ヲ旨トシ敢テ新奇ヲ試ミス主トシテ八幡製鐵所ニ於ケル多年ノ経験ト実績トヲ基礎トシ之ニ多少ノ取捨ヲ加ヘタリ」⁷⁷⁾と書かれているように、銑鋼一貫製鐵所は、製鐵所を模範とし、その経験を基にして安全確実な経営をねらったのである。

人的にも、製鐵所から技師田崎二三次、早川宇吉を製鐵所長官の推薦により、東洋製鐵に転職させた。製鐵所は人的側面からも東洋製鐵をバックアップしていた。

服部次長によれば、東洋製鐵から、設立にあたり「設備設計ニ付キマシテ後相談ヲ受ケテ居ル関係」⁷⁸⁾もあった。また、コークス原料の調達についても、製鐵所から助言を受けていたのである。すなわち、東洋製鐵はそもそも「主として八幡製鐵所に於る多年の経験と実績とを基礎とし」⁷⁹⁾た設計思想で設立されていたのである。

以上のように東洋製鐵そのものが、製鐵所と、設計思想的にも、技術的にも、人的にも、共通性をもった製鐵所であった。

<戸畑製鐵との合併>

東洋製鐵は、どこに設置するか定まっていなかったが、1918年1月、久原製鐵（久原家）との合併により戸畑に建設することがきまった⁸⁰⁾。久原が買収した土地37万坪などを利用して東洋製鐵は、事業を開始する基礎を固めていった⁸¹⁾。東洋製鐵は桃沖鉄山を確保していたものの、どこに製鐵所を建設するかは、決定していなかった。そこに、久原が現れた。土地、水利、埋立権などをもっていたが、計画としては未完であった久原と東洋製鐵が合併することで、東洋製鐵の計画は一挙に現実的になったのである。

1918年1月15日、久原側（戸畑製鐵株式会社）、鮎川義介、東洋製鐵側、中野武營との間で合併覚書が取り交わされ、契約がまとまった⁸²⁾。そして、久原鉱業株式会社より権利義務一切を譲り受けた戸畑製鐵株式会社が設立され、同年3月18日同社と東洋製鐵との間で締結された合併仮契約が、5月1日東洋製鐵臨時株主総会で承認された⁸³⁾。こうして、東洋製鐵が誕生したのである。

77) 同上

78) 「八幡製鐵所次長工学博士服部漸氏演説」（『中日実業三十年史』）157頁。

79) 『渋沢栄一伝記資料』第53巻（渋沢栄一伝記資料刊行会、1964年）23頁。

80) 久原は、1915年6月製鐵事業を企画し、工場敷地の大半を戸畑において取得した（『門司新報』1917年1月30日）。

81) 『門司新報』1918年1月17日。

82) 以下東洋製鐵設立の経過は、「東洋製鐵株式会社営業報告書」第1期、1917年11月1日—1918年5月31日

83) 『渋沢栄一伝記資料』第53巻、30—31頁。

久原側は、1915年6月製鉄事業を企画し、工場敷地の大半を戸畑において取得した⁸⁴⁾。鮎川によれば、合併の条件交渉の結果、出資額は1000万円、重役として1名、監査役として1名の派遣ということになった⁸⁵⁾。

<東洋製鉄の要求と農商務省、製鐵所の思惑>

東洋製鉄は、日本の主要な財界のメンバーの出資であったが、技術、設計、経営は製鐵所に多く依存していた。製鐵所から技師田崎二三次、早川宇吉を製鐵所長官の推薦により、同社に転職させた。服部次長によれば、東洋製鉄から、設立にあたり「設備設計」について助言をあいおいでいた⁸⁶⁾。コークス原料の調達についても、製鐵所から助言を受けていたのである。すなわち、東洋製鉄は、「主として八幡製鐵所に於る多年の経験と実績とを基礎とし」⁸⁷⁾た設計思想で設立されていたのである。

大戦後、経営危機に陥った東洋製鉄からの農商務大臣宛「御願」（1920年7月27日）⁸⁸⁾が提出されると、「農商務大臣」から「下命」があり、製鐵所で検討が始められた⁸⁹⁾。それに対する回答として、「東洋製鉄株式会社願出同会社工場全部貸渡之件」（1920年8月4日立案）⁹⁰⁾が製鐵所長官から農商務省鉱山局長、文書課長宛に提出されたのである。

同文書では、まず東洋製鉄が確保している桃沖鉱石について、価格によっては使用するが、東洋製鉄の管理問題とは切り離して考える必要があることとした上で、4点について、その問題を指摘していたのである。①鉄鋼業界の不振のなかで製鐵所も極度の不振であり、自製鉄と漢冶萍会社の鉄鉄で十分であり、運転資金を別に受けなければ、東洋製鉄の鉄鉄を受け入れる余裕がない。②現在又は将来においても上記鉄鉄で十分足りるのであり、それ「以上鉄鉄ヲ消費スベキ工場ノ企画ヲ有セサル」ところである。③「一時ノ救済ハ遂ニ永遠ノ救済」につながり、さらに買い上げにまで進むことが予想され、「今直チニ政府ニ於テ一時的タリトモ管理ヲ行フハ早計ニ失スルノ嫌」がある。④これを契機に他の会社も製鐵所に救済を求める可能性がある。このように、長官は、以上4点を指摘した上で、「本件ハ許容スヘカラサルモノト認ム」と結論したのである。

84) 鮎川によれば、原料鉄山なども持っているといっているが、あまりに大きな数値であり、この辺は不確実なものである（『門司新報』1917年1月30日）。

85) 同上

86) 「八幡製鐵所次長工学博士服部漸氏演説」（『中日実業三十年史』）157頁。

87) 『渋沢栄一伝記資料』第53巻（渋沢栄一伝記資料刊行会、1964年）23頁。

88) 東洋製鉄株式会社郷誠之助「御願」農商務大臣山本達雄宛 1920年7月27日『東鉄戸畑工場借入関係参考書』乙、大正十年度、製鐵所文書。

89) 服部漸より白仁武宛書簡、1920年8月13日、(同上) 農商務大臣からの下命が何時であるかははっきりと確定できない。

90) 同上所収。

これに対し、トップマネジメントを担う現場の官僚たちはやや違った考えを展開していた。

事務方のトップをになう中川友次郎次長「東洋製鉄株式会社工場借入ノ件」⁹¹⁾においては、「第四期拡張ト併セテ工場買収又ハ借入ヲ決スルヘキモノナリ従テ直チニ拡張ヲ決行セサルモ『将来拡張ノ見込』ヲ以テスル旨閣議ニ於テ決定シ置カラシメタク切望仕候」とした上で、借り入れた際に必要とされる資金もまた政府に要求することが必要であり、閣議にきちんとそれを提出することをとめたのである。

また、服部漸技監もまた、「製鐵所ノ事業ヲ時代ノ趨勢ニ応シテ適宜拡張スル方針ヲ採ルコトヲ以テ最善捷徑ノ方法ナリト信スル所ナルモ八幡市ニ於ケル工場敷地ハ目下進行中ノ拡張工事完成ノ後ニ於ケル最早此上拡張ノ余地ヲ存セズ付近何レノ地ニカ之レヲ求ムルコトヲ得バ頗ル好都合ナリトス此見地ヨリシテ戸畑ニ於ケル東洋製鉄ノ工場ヲ我製鐵所ニ買収併合シ得ルモノトセバ如上ノ方針ヲ確立遂行スル上ニ於テ大ナル利便アルガ如シ」⁹²⁾

と述べて東洋製鉄の借入れ（服部は買収併合と言っているが）を契機にさらに八幡から周辺への拡張への意欲を示していた。

服部は、桃沖鉱石の利用による製鉄資源の確保、将来の拡張のための敷地確保、岸壁利用、廃棄物処理などで東洋製鉄戸畑工場の獲得は受け入れるべきであることを主張した。本稿との関連にしばれば、東洋製鉄は第3期拡張工事の次の拡張にきわめて好都合の物件でもあった。

製鐵所の現場の技術責任者である技監、経営の責任をもつ次長ともに、第3期拡張工事の次の拡張に東洋製鉄の利用を位置づけていたのである。

白仁武長官も10月には、前言を翻し「今日ノ本邦ノ製鐵所（大ナル者ハ）ノ仕末ハ最寄デ併合スル外途ナシト云フ理由ト本所将来必ス第四拡張ノ必要アル必シトノ予想トニ依リ東鉄ノ買収ハ同意ノ外ナシト覚悟シテ閣議ノ意見書ヲ提出セントスノ至急御意見伺度候」⁹³⁾と中川次長宛に書簡を送っていた。閣議において、製鐵所の拡張を取り付けておくことまで見通して東洋製鉄買収を考えていたのである。

製鐵所は、東洋製鉄を借入れ（経営委託）することによって事実上高炉2基及び平炉6基の拡張を可能にしたのである。製鐵所は、第3期拡張工事で満足しているわけではなかった。製鐵所が、東洋製鉄を受け入れた背景には、第3期につづく第4期拡張という思惑もあった。製鐵所にとって、東洋製鉄の経営受託は、救済という側面は否定しえないものの、これを契機に、第3期拡張を乗り越えて、製鐵所周辺の敷地（戸畑地区の獲得）、原料確保など、次の段階の拡張をになうものと位置づけていたのである。東洋製鉄委託経営は、製鐵所にとっては、そ

91) 中川次長より長官宛「東洋製鉄株式会社工場借入ノ件」（1920年10月9日）同上所収

92) 服部漸より白仁長官宛「東洋製鉄株式会社買収併合ニ關スル意見」（1920年8月13日）同上所収

93) 白仁武長官より中川次長宛書簡（1920年10月4日、同上所収）。注58の書簡はこの製鐵所長官の書簡を受けて作成されたものと思われる。

の後の状況を考えた、あくなき製鐵所拡張の自己増殖意欲の別の表現でもあった。

以上、製鐵所の長官と事務、技術トップはいずれも、製鐵所の第3期拡張の次の拡張を念頭において、東洋製鐵の獲得を考えていたのである。東洋製鐵の経営委託とは、単なる会社救済問題を超える問題であった。

＜珪素鋼板工場への投資＞

珪素鋼板とは、普通鋼材より珪素の含有が高く、電気的特性をもつ鋼板で、電気機器の鉄心に用いられていた⁹⁴⁾。珪素鋼板は、電動機の製造には不可欠な材料であり、すべて輸入に頼っていたのである。製鐵所が、生産を開始したのは、1925年10月である。製鐵所が輸入量を凌駕したのは、1931年のことである。製鐵所においては、1922年低熱圧延法によって試圧延し、電気炉で焼鈍するなど、試験運転を試みたが、「未だ実用の域に進まず中止」せざるをえなかった⁹⁵⁾。

その頃、製鐵所は、薄板加工部門への投資を強化していた。それは、輸入品によって、国内市場が、占拠されており、国内生産が、ほとんどないという状況を打破するためにおこなわれたのである。1922年10月には、ブリキ工場の主任技術者として、ルウオースキー(W.Lwowski)を雇い入れていた⁹⁶⁾。さらに、第3期拡張工事の追加の設備拡張として、123万円の設備投資により、日東製鋼⁹⁷⁾から珪素鋼板の機械及び附属設備を30万円で買取ることになった。第46議会の承認により、製鐵所は珪素鋼板設備と日東製鋼が雇っていたドイツ人技師及び職工も引き受けることになったのである⁹⁸⁾。製鐵所では、珪素鋼板の生産を試みたが、うまくいかなかったといわれ、ドイツ人技師及び職工から技術を習得するという事になったのである⁹⁹⁾。

製鐵所としては、日東製鋼より引き受ける雇外国人としては、技師は「雇入ノ希望無之」職工のみを引き継ぎたいと思っていた¹⁰⁰⁾。日東製鋼としては、「会社悲運ニ遭遇」¹⁰¹⁾しており、事業の継続がむずかしくなっている中で、製鐵所に珪素鋼板工場の売却と雇い入れた外国人技

94) 鉄鋼新聞社編『鉄鋼辞典』鉄鋼新聞社、1965年、137頁。

95) 水谷浩「本邦珪素鋼板製造の発達」(『鉄と鋼』第21年第6号、1935年6月)68頁。

96) 「契約書」『福岡県史』近代史料編、八幡製鐵所(2)37-38頁。

97) 日東製鋼は、1915年井上角五郎らによって、設立された製鋼会社である。当初、鑄鋼所を東京月島に建設していたが、1921年川崎においてブリキ工場を建設し、新しい部門に進出した。このブリキ設備は、日本で始めての本格的なブリキ板製造プラントであり、ドイツから設備を購入し、技師、職工長もまねいて生産を開始した(小島精一『日本鉄鋼史』大正前半期編、1984年3月、文生書院、復刻版、277頁)。

98) 『製鐵所起業二十五年記念誌』参照。

99) 『第46回帝國議會 衆議院予算委員会第五分科会會議録(速記)』第6回、加藤正美製鐵所理事、白仁武製鐵所長官発言、1-2頁。ブリキ工場におけるドイツ人技師および職工長の指導は、かなり有効であり、ブリキ工場における生産を軌道にのせるうえで、大きな貢献をした。その詳細については『八幡製鐵所五十年誌』(1950年、372-374頁)に具体的に書かれているので参照。

100) 技監より長官宛(1923年4月9日)前掲『福岡県史』54頁。

101) 同上54頁。

師、職工の契約移管は、どうしても必要になっていたのである。大戦後の価格暴落により、経営が悪化した企業にとっては、製鐵所への買取や委託は投資資金の回収のためには、どうしても必要になっていた。こうして、日東製鋼が雇用中のドイツ人技師1名と職工2名が以後3年間製鐵所で雇用されることになった¹⁰²⁾。ただし、契約書では、珪素鋼板工場の技術監督・指導ではなく、ブリキ工場の技師および職工長ということになっており、珪素鋼板製造にかかわる契約となっていないことに注意する必要がある。「契約」では「鉄力板以外ノ珪素鋼板其ノ他ノ製品ニ付キテモ亦指導ノ任ニ当ルモノトス」「製鐵所鉄力板工場及之ト同種ノ工場ニ於ケル業務ニ従事スルモノトス」¹⁰³⁾となっている。何れもブリキ板工場の技師または職工長として雇われているのである。この点では、議会の説明と異なっているのである。珪素鋼板への拡張投資ということしか議会における説明がなされていないのは、如何なる理由にあるのか。1922年9月30日において早くも3人のドイツ人との契約書が存在しているところをみると¹⁰⁴⁾、製鐵所は日東製鋼との間で、すでに議会に説明する以前に契約を交わしていた。珪素鋼板投資の必要性はあったものの、ブリキ工場の技術指導に珪素鋼板指導を付加して、雇外国人を引き取ったということになる。

結 論

製鐵所は、第3期拡張工事を進めることに積極的であり、当初は大冶鉄鉱石、銑鉄の大量の獲得により、それを消費するだけの規模を維持することを要請され、それによって経営危機に陥っていた会社の経営を立て直し、債権と権益を確保する必要があった。しかし、大冶鉄石の獲得の制約が明らかになると、桃沖鉄石を獲得するために東洋製鉄の委託を受け入れることになった。東洋製鉄委託は、従来救済的措置と考えられてきたが、実際には、周辺の土地、岸壁など将来的な次の拡張を展望してその受入れを位置づけていたのである。しかも、製鐵所は、この拡張工事のさなかで次の拡張を考えていたのである。東洋製鉄の委託受け入れは、製鐵所のそうした思惑の延長線上に位置づけられていたのである。製鐵所は、確立した官僚組織をもつ国家資本として自己増殖する運動体であり、絶えざる拡張要求を実現しようとする事業体であった。そして、第3期拡張は、利益を設備投資にまわす独立採算の特別会計制度への移行の契機となったのである。

しかし、一方で国家資本として制約・限界ももっていたのである。プロジェクトの意思決定

102) 「日東製鋼株式会社対対象契約書写」前掲『福岡県史』54頁。ヨハネス・ヘンケ (Henke)、ヨハネス・フロウイン (Flohwein)、ルウオスキー。最初、ルウオスキーは、日東製鋼に5年契約で雇われていた(同上、62-63頁)が、日東製鋼の経営困難により、機械設備とともに製鐵所に契約が引き継がれたのである。E・ルウオスキーについては、同上解説のE. パウアーの紹介、飯田賢一『日本鉄鋼技術史』(東洋経済新報社、1979年)315-318頁が有効である。

103) 同上96-99頁。

104) 同上97-99頁。

は、国家資本であるが故に、議会における予算承認を必要とした。そのことが、鋼片払下げ問題という政治介入の隠微な形をとって現われたのである。また、計画そのものも、行財政状況によって規定され、変更を余儀なくされたのである。つまり、利益を設備投資にまわす独立採算の特別会計への移行によって、議会の介入を避けることが求められた。

製鐵所第 3 期拡張工事は、7193 万円という巨額の国家プロジェクトであり、当時の状況では、私的資本でそれを担うことは困難であった。資金、技術、情報、労働力を集中する製鐵所は、私的資本の限界をこえた存在形態であった。それであるがゆえに、設計、計画、立案、実行が可能であったのである。その巨大な組織能力を駆使できたのは、国家資本であったからであるが、同時に、国家資本であるが故の制約条件も内包していたのである。

表 7 製鐵所設備拡張表

単位：トン

	1901	1906	1911	1916	1931
	創立当時	第 1 期拡張前	第 1 期拡張 工事後	第 2 期拡張後、 第 3 期拡張工事前	第 3 期拡張後①
高炉能力	58,000	102,000		305,000	1,007,600
平炉能力	60,000	150,000		392,600	1,275,050
転炉	150,000	150,000	150,000	150,000	0
製鋼能力	0	0		9,715	27,715
特殊鋼炉	0	0	NA	9,715	27,715
コークス炉	98,360	206,890	NA	340,280	1,193,800
分塊工場	100,000	100,000		530,000	1,777,000
圧延能力	100,600	190,110	416,050	473,810	1,392,350
大形条鋼	32,000	92,000	180,000	150,000	450,000
中形条鋼	36,000	36,000	36,000	96,000	125,000
小形条鋼	21,600	21,600	39,600	39,600	180,000
厚板			47,900	60,000	211,000
中板	11,000	18,000	23,200	26,800	70,000
薄板		1,800	2,700	2,700	45,000
平鋼			25,900	37,000	37,000
線材			36,000	36,000	60,000
雑		4,060	24,750	25,750	12,000

①圧延能力の内訳は、1930 年現在のもの。

資料：『八幡製鐵所八十年史』110 - 113 頁

『日本経済最近の十年』改造社、1931 年 1 月、304 頁

旧稿で述べたように、第 3 期拡張工事の大形条鋼および厚板の設備の拡張は、八八艦隊の挫折と大戦後の造船不況により、過剰能力として経営の重しとなった。また、カルテル活動の展開においては、民間企業に分野委譲¹⁰⁵⁾ などをおこなったため、条鋼分野での過剰能力も抱えることになったのである。第 3 期拡張は、製鐵所圧延能力の総花的拡大に帰結し、国家計画や政策の変更の結果、不均衡な過剰能力を内包する製鐵所となってしまったのである¹⁰⁶⁾。

105) 長島修前掲『戦前日本鉄鋼業の構造分析』237—241 頁。

106) 同上。